

基安労発1212第1号
平成26年12月12日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

ノロウイルスによる感染性胃腸炎の感染制御対策等の周知等について

ノロウイルスによる感染性胃腸炎については、平成18年12月18日付け基安労発1218001号にて通知しているところである。感染性胃腸炎の患者発生は、例年、12月中旬頃にピークとなる傾向があり、本年も第42週以降、感染性胃腸炎の定点当たりの届出数に増加傾向が見られている。

この時期に発生する感染性胃腸炎の集団発生例の多くはノロウイルスによるものであると推測されている。そのため、事業場において、ノロウイルスによる感染性胃腸炎が発生した場合には、感染した者の糞便・吐物から他の労働者への二次感染が想定されることから、ノロウイルスに関する基礎知識や感染予防等についてまとめた「ノロウイルスに関するQ&A」や「ノロウイルス等の食中毒予防のための適切な手洗い」を参考に、糞便・吐物の適切な処理、手洗い等の衛生管理について、改めて、関係事業者等に対して周知及び指導されたい。

○「ノロウイルス検出状況」

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/iasr-noro.html>

○「ノロウイルスに関するQ&A」

(厚生労働省ホームページ)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

○「ノロウイルス等の食中毒予防のための適切な手洗い」(動画)

<https://www.youtube.com/watch?v=z7ifN95YVdM>